

小売電気事業者による電気料金プランの設定に関する留意点

弁護士 鈴木 駿弥

1 はじめに

2016年4月の電力小売全面自由化から約10年が経過し、登録小売電気事業者数は2026年3月時点で800事業者を超えています。¹家庭や商店を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった結果、各社の料金プランが多様化した一方で、料金の算出方法やその説明の在り方も従前にも増して重要になっています。

契約自由の原則の下、小売電気事業者と需要家との間の電気需給契約の内容は、原則として、当事者間の合意に基づき自由に定めることができます。

そのため、電気料金についても需要家との合意に基づき自由に設定することが可能であるのが原則です。

もっとも、需要家と小売電気事業者の間には、情報の質・量や交渉力の差があることが通常であるため、需要家保護の観点から、電気事業法及び「電力の小売営業に関する指針」²（経済産業省作成、以下「小売ガイドライン」といいます。）においては料金設定やその説明の在り方について一定のルールが設けられています。

そこで、本稿では、小売電気事業者による電気料金プランの設定に関連して、注意すべきポイントを整理します。

なお、本稿は、特定の事案に対する法的助言を目的とするものではなく、具体的な料金プランの適法性・妥当性について言及するものではないことにご留意ください。

2 料金プラン設定の基本的な考え方

冒頭に記載のとおり、契約自由の原則の下、電気料金については事業者と需要家間の合意に基づき自由に設定することが可能であるのが原則です。

もっとも、需要家保護の観点から、小売ガイドラインでは「不明確な電気料金の算出方法」が問題となる行為に該当するものとされています。

基本的な考え方として重要となるのは、料金単価が固定制か変動制かという形式ではな

¹ 登録小売電気事業者一覧（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

² <https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250331007/20250331007-1.pdf>

く、需要家の立場から見て、料金がどのような指標に基づき、どのような算式で決まるのかを理解できるかどうかという点です。

3 問題となる料金設定と許容される料金設定

小売ガイドラインにおいては、「当社が毎月末に請求する額」や「時価」のような定め方が、「不明確な電気料金の算出方法」の例として挙げられています。

これらの定め方は、需要家にとって料金の予測可能性が乏しく、需要家が料金水準の適切性を判断することが困難であるためです。

これに対し、明確な算出式を定めた上で、市場価格や燃料価格等の外部指標を電気料金に反映させること自体は、問題となるものではありません。例えば、日本卸電力取引所(JEPX)の取引価格に連動する市場連動型料金メニューや、燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューについても、算出方法が明確であれば許容されます。

4 電気事業法上の説明義務との関係

需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備することを目的として、電気事業法に基づき、小売電気事業者には供給条件の説明義務及び契約締結前交付書面（いわゆる重要事項説明書）の交付義務が課されています。³

そこで、料金プランとの関係では、算出式の明確性だけでなく、需要家に対する説明義務を丁寧に果たすことも重要となります。

具体的には、小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューや燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューを提供する場合であって燃料価格や電力の取引価格の変動に応じて料金変動する仕組みであるときは、その旨に加え、料金の変動額の算出方法及び上限の有無について説明することが求められます。⁴

また、以下の行為は需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反するものとされているため、注意が必要です。⁵

- ・ 需要家に対し、当該料金メニューのメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高くなる可能性があること等）を告げないこと。
- ・ 需要家が燃料費調整額等に上限設定がある料金メニューを明示的に希望し、それに合致したメニューがあるにもかかわらず、当該メニューについて説明しないこと。

³ 電気事業法第2条の13

⁴ 電気事業法施行規則第3条の12第1項第8号

⁵ 「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日最終改定）11頁

さらに、需要家への説明にあたっては以下の措置を取ることが望ましいとされています。

6

- ・ 市場価格の変動を当該小売供給に係る料金に反映するための料金の算出方法や算出に用いる係数の考え方など、市場価格の変動と当該小売供給に係る料金の変動との関係について、グラフを用いるなどして、分かりやすく説明すること。
- ・ 当該小売供給に係る料金が高騰を含め大きく変動する可能性があることを、市場価格が大きく変動した過去の事例を用い、具体的な変動の額をグラフを用いて示すなどして、分かりやすく説明すること。

5 実務上の留意点

以上を踏まえると、小売電気事業者が料金プランを設定するに当たっては、少なくとも次の点に留意することが重要です。

(1) 料金の構成要素及び算出方法を一貫して明確にすること

電気需給約款、料金メニュー表、契約締結前交付書面（重要事項説明書）、申込画面その他の需要家向け資料を通じて、料金の構成要素と算出方法を一貫して明確にしておく必要があります。

(2) メリットのみを強調しないこと

需要家に対して、料金が安くなる可能性のみを強調するのではなく、価格高騰時に料金が上昇し得ることや上限の有無も含めて説明する必要があります。

とりわけ、市場連動型料金メニューや燃料費調整等を伴うメニューでは、この点が問題となりやすいところです。

(3) 継続的な情報提供体制を整備すること

ホームページ、請求書、FAQ 等も含め、料金の透明性を高める情報提供体制を整備することが重要です、

6 おわりに

小売全面自由化の下で、多数の小売電気事業者が参入し、料金プランの多様性は高まっています。もっとも、そのことは、需要家にとって不透明な料金設定まで許容されることを意味するものではありません。

実務上のポイントは、算出方法の明確性、需要家が理解できる説明、そして継続的な情報提供にあります。料金プランの新設や見直しを行う際には、価格競争力のみならず、需給約款、契約締結前交付書面（重要事項説明書）、ウェブ表示、営業運用を含めた全体的な観点から検討することが重要です。

2026年3月18日

⁶ 同指針 13 頁

[執筆者]



弁護士 鈴木駿弥

shunya.suzuki@mps-legal.com

エネルギー、環境、不動産、コーポレート・M&A、プロジェクトファイナンスなどの分野において、取引・規制の双方にわたりクライアントへの法的サポートを提供しています。特にエネルギー・環境領域に注力しており、再生可能エネルギー発電事業や電力・ガス事業に関する契約交渉・規制対応及び環境関連法令に関する助言を行っています。

2018年東京大学法学部卒業。2019年弁護士登録後～2024年長島大野常松法律事務所にて勤務。2024年11月～森&パートナーズ法律事務所。